

平成30年度熊本時習館特別支援相談員派遣事業 募集要領

1 事業目的

平成30年度熊本時習館特別支援相談員派遣事業（以下「事業」という。）は、熊本県内に所在地を有する、学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条に定める中学校、同法第50条に定める高等学校、同法第124条に定める専修学校、同法第134条第1項に定める各種学校のうち、私立の学校（以下「私立学校」という。）に対して発達障がいに関する専門知識を有する者を派遣し、県発達障がい者支援センター等の関係機関と連携しながら、助言等を実施することにより、発達障がいのある生徒（発達障がいの疑いのある生徒を含む。）への支援体制の充実を図る。

2 事業実施主体

実施主体は、熊本県（以下「県」という。）とする。

なお、県は事業を発達障がいに関する専門知識を有し、県発達障がい者支援センター等と連携することができる事業者（以下「委託事業者」という。）に委託する。

3 委託事業者の選定

本事業は、公募により事業を行う事業者を募集し、適切な事業者を選定して業務を委託する。

4 委託事業者募集に付する事項

(1) 委託事業名

平成30年度熊本時習館特別支援相談員派遣事業

(2) 事業実施期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

(3) 募集事業者数

1事業者

(4) 委託業務内容等

別添「平成30年度熊本時習館特別支援相談員派遣事業 仕様書」のとおり

(5) 委託料の上限額

5,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。

5 委託事業者募集の手続等に関する事項

(1) 参加要件

本事業は、熊本県が事業の受託能力がある事業者には業務を委託して実施する。委託にあたっては、事業遂行に適する事業者を募集する。これに参加できる事業者は、次の①～⑬の要件を満たす事業者とする。

- ① 県内の発達障がい者の現状に対する十分な理解と認識を有すること。
- ② 国又は地方公共団体による指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- ⑥ 特定の公職者（その他の候補者等を含む）又は政党を推進、支持又は反対することを目的としないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- ⑨ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑩ 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑪ 委託事業者の代表者（役員含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - イ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ⑫ 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。）に基づき、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 委託事業者の代表者が、条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
 - イ 委託事業者の役員及び使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。）が委託事業者若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

ウ 委託事業者の役員又は使用人が事業者の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら法第2条第6号に規定する暴力団員に対し金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

⑬複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表団体を選出し県とのやり取りについては代表団体が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。なお、代表団体及びその構成員は上記の①～⑫のすべてを満たすこととします。

(2) 参加申込書の提出

①提出書類 本事業の委託事業者募集に参加できる者は、事前に委託事業者募集参加申込書【別記第1号様式】を提出した事業者に限る。募集への参加希望者は、②～④により参加申込書を提出すること。

②提出方法 持参または郵送

③提出場所 熊本県総務部総務私学局私学振興課に提出

④提出期限 平成30年2月8日(木)午後5時まで
(郵送の場合も8日(木)午後5時必着)

(3) 参加申請書の提出

①提出書類 以下の書類を②～⑤により提出すること。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

ア 委託事業者募集参加申請書【別記第2号様式】

イ 事業計画書【別記第3号様式】

ウ 参加資格に関する申立書【別記第4号様式】

エ 申請者であることを証する書類

a 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

b 事業者の登記事項証明書

オ 平成30年度収支予算書

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他事業者の財務状況を明らかにする書類

キ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その他事業者の業務の内容を明らかにする書類

ク 納税証明書

a 都道府県税(熊本県税が課税されていない者で熊本県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書

b 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

c 納税義務がない場合は、納税に関する申立書

【別記第5号様式】

②提出部数 6部

※A4判縦とする(A3判用紙の折り込みは不可)

③提出方法 ○持参又は郵送。さらに提出書類一式をPDFにしたものを別途メールでも送付すること。

※送付先メールアドレスは、「9 担当課」に記載

○申請書類として提出する証明書類は、証明年月日が申請書提出時で3ヶ月以内のものとし、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。なお、複写機による写しでも構わない。

④提出場所 熊本県総務部総務私学局私学振興課に提出

⑤提出期限 平成30年2月22日(木)午後5時まで
(郵送の場合も22日(木)午後5時必着)

⑥留意事項 ○提出された書類等は一切返却しない。

○提出された書類等は必要に応じ複写する。

○提出された書類等の使用目的は、行政機関内及び選考委員会での検討に限るが、情報公開の請求があった場合は個人情報を除き開示することがある。

6 委託事業者の審査に関する事項(審査手続き)

(1) 書類審査(第一次審査)

参加要件や事業計画書の内容等、申請書類の形式的な審査を行い、参加要件不適合者や「平成30年度熊本時習館特別支援相談員派遣事業 仕様書」

の「6 特別支援相談員について」を満たさない申請者は落選となる。

なお、第一次審査の結果は、それぞれの申請者に電話で通知する。

(2) プレゼンテーション（第二次審査）

プレゼンテーションによる説明内容を総合的に審査し、優秀な提案を行った事業者を契約の相手先候補者として決定する。

委託事業者の審査は「平成30年度熊本時習館特別支援相談員派遣事業委託事業者審査要領」に基づく評価により行う。

①日 時 平成30年2月26日（月）10：00～12：00

（場所）県庁本館4階 行政不服審査会室

※申請者が複数の場合のプレゼンテーションの順番は、県私学振興課でくじ引きにより決定した後、プレゼンテーションの具体的な時間を各申請者へ電話で連絡する。

※申請者が多い場合は、別日に審査を行う可能性がある。

説明時間 20分（説明後質疑応答）

②プレゼンテーションに参加ができない場合は、棄権とみなす。

③プレゼンテーションで使用する資料は提出された企画提案書とする。プレゼンテーション当日の追加資料等は認めない。

④県で準備するスクリーン及びプロジェクターを使用してプレゼンテーションを行う場合は、参加申込書にその旨記載するとともに、表示する画像を資料として参加申請書に添付すること。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、すべての申請者に文書で通知する。

7 留意事項

(1) 委託事業者の候補者を委託事業者として県が決定する前において、委託事業者の候補者が「5（1）参加要件」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど、委託事業者としてふさわしくないと認められるときは、契約を締結しない場合がある。

(2) 委託契約締結後に、委託事業者が「5（1）参加要件」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど、委託事業者としてふさわしくないと認められるときは、県は委託契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

8 事業継続が困難となった場合における措置

- (1) 委託事業者の責めに帰すべき事由により事業が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は委託事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。
この場合において、委託事業者が当該期間中に改善できなかった場合には、県は委託事業者との契約を解除することができる。
- (2) 委託事業者が倒産し又は委託事業者の財政状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、県は委託事業者との契約を解除することができる。
- (3) (1) 又は (2) により委託事業者が契約を解除された場合には、委託事業者は県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他県又は委託事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、県と委託事業者は事業継続の可否について協議するものとする。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、契約等で定める。

9 担当課

熊本県総務部総務私学局私学振興課（担当：堀）

所在地：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

（郵送の場合は、郵便番号のみの記載で住所は省くことができる。）

Tel 096-333-2064 Fax 096-384-6552

E-mail : hori-k-d@pref.kumamoto.lg.jp